

改訂番号	3
委員会承認日	2010.06.18

マネジメントシステム認証規則細則  
制定日 2007年10月12日

日本海事協会

この「細則」は、「マネジメントシステム認証規則」に定められた規定に基づいて、審査及び登録を実行する際の細部の取扱いについて指針を与えるものである。

「細則」に示された指針と同等と認められる取扱いについては、弾力的な運用を図るものとする。

各文頭の番号は、規則の章、節、条の各番号に合わせて比較照合の便を図っているが、規則の一部の章、節、条については、指針が省略されているものもある。

# マネジメントシステム認証規則細則

## 目 次

### 1章 総 則

#### 1.1 一 般

### 2章 マネジメントシステムの登録

#### 2.1 一 般

#### 2.3 登録証書

#### 2.5 登録維持

#### 2.7 登録の消除、一時停止及び範囲縮小

### 3章 マネジメントシステムの審査

#### 3.1 通 則

#### 3.2 初回審査

##### 3.2.2 提出文書

##### 3.2.3 第一段階審査

##### 3.2.4 第二段階審査

#### 3.3 更新審査

##### 3.3.1 監査の項目、範囲及び程度

##### 3.3.2 不適合に対する処置

#### 3.4 年次審査(サーベイランス審査)

##### 3.4.1 審査の項目、範囲及び程度

##### 3.4.2 不適合に対する処置

#### 3.5 臨時審査

### 5章 雑 則

#### 5.1 情報の提供

#### 5.3 異議申立て及び苦情

# マネジメントシステム認証規則細則

制定 平成19年10月12日 達 第61号

## 1章 総 則

### 1.1 一 般

- 1 本会がマネジメントシステム認証規則(以下「規則」という。)に基づいて行う審査登録の範囲とする業種は、原則として次による。
  - (1) 織物及び繊維製品の製造業
  - (2) 紙及び板紙製品の製造業
  - (3) 化学薬品、化学製品及び繊維の製造業
  - (4) ゴム製品及びプラスチック製品の製造業
  - (5) コンクリート製品、石こう製品及びセメント製品の製造業
  - (6) 基礎金属及び加工金属製品の製造業
  - (7) 機械及び装置の製造業
  - (8) 電氣的及び光学的装置の製造業
  - (9) 造船業
  - (10) 建物又はその一部の建築工事業、土木工事業
  - (11) 水上輸送業及びこれに係わる補助的業務、並びに貨物の取扱い及び保管業
  - (12) 不動産業
  - (13) 工学上の試験及び分析業
  - (14) 船員派遣業
  - (15) 船員の教育、訓練業務
  - (16) 下水及び廃棄物の処理業
- 2 本細則を適用し難い業種については、本会が適当と認めるところによる。

## 2章 マネジメントシステムの登録

### 2.1 一 般

- 1 品質、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの登録申込みに当たっては、組織と本会の間でお互いに合意しておく必要のある事項について、基本協定を締結する。
- 2 組織は、認証の申込みに際し、次の事項に関する情報を提供するものとする。
  - (1) 希望する認証の範囲。
  - (2) 組織の一般的な特徴。これには、組織の名称及び住所(複数の場合もある)、プロセス及び運用の重要な側面、並びに該当する法的義務を含む。

- (3) 組織の活動、人的及び専門的資源、機能並びに関連組織に係わる一般的な情報で、認証分野に関連するもの。
- (4) 要求事項への適合に影響を与え、組織が利用する、外部委託したすべてのプロセスに関する情報。
- (5) 認証を希望する規格要求事項。
- (6) 該当マネジメントシステムに関係する、コンサルティングの使用にかかわる情報。

本会は、申込書を受理する際に、組織が申請した対象事業所の範囲及び事業活動について、その妥当性を調査し、確認する。必要な場合、組織と協議して申請の内容について修正を求められることがある。また、本会と他との関係が、対象組織の認証の公平性に容認できない脅威を引き起こすと判断された場合、申込みを受理しない。

### -3 認証の対象とする範囲は、組織及び機能等を考慮し決定する。

なお、組織の範囲については、次の点に配慮する。

- (1) 次の条件を満たす複数の事業所は、一つの登録対象とすることができる。
  - a) 同一の企業組織又は同一地域の複数の企業結合体に属していること
  - b) 同じ経営責任者又は企業結合体の包括的な経営責任者の管理下にあること
  - c) マネジメントシステムの実施について、同じ管理責任者又は包括的な管理責任者の下に、適切な管理が行われていること
  - d) 同じマネジメントシステムが用いられ、それに基づく同様の手順があること
- (2) 一つの組織が複数の事業活動を行っている場合、そのうちの一部の事業活動に限定して登録することができる。
- (3) 組織の下請負契約者は、原則として審査の対象としない。ただし、特に必要と認めた場合、下請負契約者の管理状況についても、実状を確認することがある。

## 2.3 登録証書

登録者は、広告、カタログ等の広報媒体で、認証について不正確な言及を行ったり、登録証書、登録マーク及び審査報告書の誤解を招くような使用を行ってはならない。本会は、このような言及や使用に対して、是正処置を要求する。必要な是正処置が行われない場合、本会は登録の消除、違反の公表、必要に応じて他の法的手段を取る。

## 2.5 登録維持

- 2 登録者は、マネジメントシステムの能力に影響を与える変更について、本会に遅滞なく通知しなければならない。この変更には次の事項を含む。
  - (1) 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
  - (2) 組織及び経営層
  - (3) 連絡先及び事業所
  - (4) マネジメントシステムの適用範囲
  - (5) マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更

## 2.7 登録の消除、一時停止及び範囲縮小

- 1 規則 2.7-1(7)において、事業活動が長期にわたり停止されたときとは、1年以上の期間をいう。
- 2 規則 2.7-2 において、本会が設定する一時停止期限は6ヶ月を超えない。
- 3 規則 2.7-1(4)において、故意の虚偽説明とは、登録者が審査の際に、意図的に認証登録の判定に重大な影響を与える誤った情報を提供すること又は意図的に真実の情報を隠蔽することをいう。

# 3章 マネジメントシステムの審査

## 3.1 通則

- 1 初回審査、更新審査、年次審査又は臨時審査の申込みは、本会所定の書式による。  
更新審査又は年次審査の申込みは、原則として規則 3.1 -2、3.1 -3 及び 3.1 -4 に規定する審査の実施時期に先立って行われなければならない。  
更新審査及び年次審査の実施日は、登録者と協議の上、原則として実施日の7日前までに、登録者に文書で通知される。
- 2 更新審査は、登録者からの申込みにより、繰り上げて実施することができる。
- 3 規則 2.7-1 の(4)及び(8)に該当する理由により登録が消除された場合、当該登録者よりの認証申込みは、消除決定の日から原則として1年間は受理できない。

## 3.2 初回審査

### 3.2.2 提出文書

- 1 規則 3.2.2 -1 の提出文書(4)及び(5)並びに-2 の提出文書(5)及び(6)並びに-3 の提出文書(5)及び(6)については、製品カタログ、パンフレット等を利用することができる。
- 2 規則 3.2.2 -2 の提出文書(2)及び-3 の提出文書(2)については、事業所内の施設配置図、工程フローチャート、主要設備一覧表等の提出が望ましい。

### 3.2.3 第一段階審査

- 1 マネジメントシステムに関する提出図書の第一段階審査(文書)の結果は、組織に文書で通知する。
- 2 組織を訪問して第一段階審査(現地)を行う場合は、組織と日程及び調査項目を協議する。  
第一段階審査(現地)は、次の事項を目的に実施する。
  - (1) 組織の所在地及び事業者固有の条件を評価し、第二段階審査の準備状況を判定するために組織の要員と協議する。
  - (2) 規格要求事項に関する組織の状況及び理解を確認する。特にマネジメントシステムの主要なパフォーマンス又は重要な側面、プロセス、目的及び運用の特定のレビューを通して確認する。

- (3) 該当マネジメントシステムの適用範囲、プロセス及び組織の所在地、関連する法令及び規制に関わる側面、並びに順守(例えば、運用についての品質上、環境上及び労働安全衛生上、並びに法律上の側面、関連リスク等)に関して、必要な情報を収集する。
- (4) 第二段階審査のための資源の割当てをレビューし、第二段階審査の詳細について組織と合意する。
- (5) 想定される重大なリスク又は側面に関連して、組織のマネジメントシステム及び事業所の運用について理解し、第二段階審査を計画するうえでの焦点を明確にする。
- (6) 内部監査及びマネジメントレビューが計画され実施されているかどうかについて評価し、また、マネジメントシステムの実施の程度が第二段階審査のための準備が整っていることを実証するものであることを評価する。

### 3.2.4 第二段階審査

- 1 第二段階審査の日程及び審査計画は、組織と協議の上、実施日の7日前までに文書で通知する。
- 2 第二段階審査には、組織側のマネジメントシステムの管理責任者及び関係者が立会しなければならない。
- 3 審査チームは、第二段階審査終了後、審査結果を組織に口頭で通知する。  
また、審査チームは第二段階審査において不適合事項が認められた場合、第二段階審査終了時に是正勧告書を作成し、管理責任者の確認を求める。
- 4 是正勧告事項の是正処置の完了期限は、その内容に応じ管理責任者と協議し、決定する。
- 5 第二段階審査の結果は、審査報告書により、原則として第二段階審査終了後 14 日以内に、組織に通知する。初回審査は、是正勧告事項がある場合を除き、組織への審査報告書の送付をもって終了とする。
- 6 組織は是正勧告事項がある場合、是正処置案を審査報告書に添付された是正勧告書に記載し、本会に回答する。本会は、是正処置案を審査し、その結果を組織に通知する。
- 7 本会は、是正勧告事項がある場合、有効な修正及び是正処置の検証のためフォローアップ審査を行う。本会は、フォローアップ審査の実施要領について組織に通知する。  
実地においてフォローアップ審査を行う場合、審査計画は、組織に文書で通知される。  
フォローアップ審査は、是正勧告事項に係わる範囲とし、審査結果は原則として審査終了後 14 日以内に審査報告書により組織に通知される。

## 3.3 更新審査

### 3.3.1 審査の項目、範囲及び程度

- 1 更新審査においては、次の事項の判定を含む現地審査を行う。
  - (1) 内部及び外部の変更に対するマネジメントシステム全体としての有効性、並びに認証の範囲に対するマネジメントシステムの継続的な関連性及び適用可能性。
  - (2) 全体のパフォーマンスを高めるために、マネジメントシステムの有効性及び改善を維持することに対する実証されたコミットメント

(3) 認証されたマネジメントシステムの運用が、組織の方針及び目標の達成に寄与しているかどうか。

-2 更新審査の実施は、3.2.4 -1~5 による。

-3 マネジメントシステム、組織、又はマネジメントシステムを運営する状況に重要な変更(例えば、法律の変更)がある場合、第一段階審査を必要とすることがある。

### 3.3.2 不適合に対する処置

更新審査において認められた不適合事項の取扱いは、3.2.4 -6 及び-7 による。

## 3.4 年次審査(サーベイランス審査)

### 3.4.1 年次審査の項目、範囲及び程度

-1 年次審査においては、次の事項の判定を含む現地審査を行う。

(1) 内部監査及びマネジメントレビュー

(2) 前回審査で特定された不適合についてとられた処置のレビュー

(3) 苦情の処理

(4) 組織の目的達成に関するマネジメントシステムの有効性

(5) 継続的改善をねらいとする計画的活動の進捗状況

(6) 継続的な運用管理

(7) 変更があればそのレビュー

(8) マークの使用及び/又は認証に関する引用

-2 年次審査が6箇月毎に実施されている場合、年次審査の内容は次による。

(1) マネジメントシステムの要求事項及び関連部署を適宜選択し、その内容が適用規格に適合し、維持されていることを確認する。

(2) 前(1)の要求事項及び関連部署の選択に当たっては、年間に行われる2回の審査を通じて、適用規格のすべての要求事項が、関連のすべての部署で維持されていることを確認できるよう考慮する。

(3) 選択された要求事項及び関連部署の審査に当たっては、前回の審査のときからのマネジメントシステム関連文書の変更点を確認し、その内容が適用規格に適合していることを確認する。

-3 年次審査の際には、審査計画を、規則 3.1 -4 の年次審査の実施日とともに通知する。ただし、審査の結果、審査員が必要と認めた場合、要求事項及び関連部署の追加を行うことがある。

-4 年次審査の実施は、3.2.4 -2~5 による。

### 3.4.2 不適合に対する処置

更新審査において認められた不適合事項の取扱いは、3.2.4 -6 及び-7 による。

### 3.5 臨時審査

- 1 規則 3.1-5(1)に該当する臨時審査の取扱いは、次による。
  - (1) 規則 3.1-5(1)において、「マネジメントシステムの主要な変更」とは、次のいずれかの場合をいう。
    - a) マネジメントシステム及びプロセスに重大な変更があったとき
    - b) 登録された事業活動及び事業所の範囲(マネジメントシステムの適用範囲)に変更があったとき
    - c) 組織及び経営層に大幅な変更があったとき
    - d) 法的、商業上、組織上の地位の大幅な変更、又は所有権の変更
  - (2) 登録者は、登録を受けたマネジメントシステムに主要な変更がある場合、遅滞なくその内容を本会に文書で通知する。
  - (3) 本会は、変更内容が、適用規格の要求事項に適合しているかどうかを書類で審査し、その結果を登録者に通知する。
  - (4) 変更内容がマネジメントシステムの有効な維持に重大な影響を与えることが懸念される場合は、登録者の同意を得た上で、すみやかに訪問調査し、その結果を登録者に通知する。
  - (5) 本会は、必要と認める場合、前(1)の変更事項に関する臨時審査の実施について、日程、審査計画等を登録者に通知する。
- 2 規則 3.1-5(2)に該当する臨時審査の取扱いは、次による。
  - (1) 本会は、適用規格の要求事項に変更があった場合、又は本会の規則に変更があった場合、その変更の内容及び適用実施時期を登録者に通知する。
  - (2) 本会は、必要と認める場合、前(1)の変更事項に対する実地での審査について、日程、審査計画等を登録者に通知する。
- 3 臨時審査は、本会が差支えないと認めた場合、年次審査又は更新審査と同時に実施することができる。

## 5章 雑 則

### 5.1 情報の提供

- 1 組織又は登録者は、審査に際して、審査員の要求に応じて次の事項に関する記録を提示しなければならない。
  - (1) 登録者が利害関係者から受けたマネジメントシステムに係わるすべてのコミュニケーション
  - (2) すべての不適合
  - (3) マネジメントシステムの内部監査
  - (4) マネジメントシステムの見直し
  - (5) マネジメントシステムの是正処置
- 2 組織又は登録者は、前-1の(1)～(5)の事項について処置を行い、その結果について記録しなければならない。

### 5.3 異議申立て及び苦情

- 1 異議申立て及び苦情は、その事由が発生した日から 45 日以内に文書で表明されなければならない。
- 2 本会は、異議申立て又は苦情を受けた場合、中立的立場の委員によって構成されるマネジメントシステム不服処理委員会において、公正な不服処理を行う。
- 3 異議申立て又は苦情を表明した者は、マネジメントシステム不服処理委員会の委員構成について不服を申立てることができる。

#### 附則

この達は、2010 年 7 月 15 日から施行する。